

町役場1番窓口
民課課税係の関係
47-2203
193

土地・家屋価格等 帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。

- 個人負担 800円
(フツ素塗布には、受診票が必要です)
 - 申込み 4月22日(水)までに、福祉保健課健康増進係までお申し込みください。フツ素塗布に必要な、受診票を発行します。
 - 対象となる「特定疾患」など
 - 交通費の一部を助成する特定疾患を拡大

らしの

インフォメーション

- 対象の病気
 - 心の病気で治療中の方に
交通費の一部を助成
 - 福祉保健課健康増進係
 - 問合せ
 - その他
から6月の場合は前年度（4月）
の市町村民税課税世帯に属する方は、月額9
000円を上限とします
 - ④銀行の振込口座番号
 - ③通院証明書（用紙は福
祉保健課健康増進係に
あります）
 - ②印鑑
 - 小児慢性特
定疾患医療受診券「脳
脊髓液減少症の診断
書」の写し

- 満のお子さんに関するお問い合わせは、北海道児童思春期メントタルヘルス相談対応ガイドブック（平成18年3月発行）に掲載の医療機関を対象とします
- 申請に必要なもの
 - ①印鑑
 - ②通院証明書（用紙は福祉保健課健康増進係にあります）
 - ③銀行の振込口座番号
- その他当該年度（4月から6月の場合は前年度）の市町村民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします

○ 対象者

○ 1期　　満1歳～満2歳未満

○ 2期　　5歳～7歳

○ 3期　　幼稚園年長児

○ 4期　　中学1年生の年齢
　　　　　高校3年生の年齢
　　　　　に相当する方

○ 通知　　2期、3期、4期の対象者には、個別に問診票を郵送します。

○ 受け方　問診票に必要事項を記入し、平成22年3月31日までに、町内の医院で受けてください。また、すでに麻しんや風しんにかかることがある方は、ご連絡ください。

○ 問合せ

農地のあっせんには
必ず手続きが必要です

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当者で構成する「農地移動適正化あつ

せん審議会」において、価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。

農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。

詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務局（☎ 47-2204 役場1階 窓口2番）へお問い合わせください。

情報案内

役場開庁時間 8:30 ~ 17:30
(土・日・祝日除く)

- 固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。

平成21年1月1日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧しますので、ご確認ください。

○ 縦覧対象者 本町に固定資産を有する納税者（代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものが必要です）

○ 縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)

- (土・日・祝日は除きます)
○ 縦覧場所 町民課窓口
8時30分～17時30分

装具を購入または修理した費用の一部を支給していきます。

- 支給額
の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい児本人に支給される手当です

妊婦一般健診料の助成回数を拡大

妊娠中の母胎の健康保持増進などを目的に、妊婦が公費で受けられる「妊婦一般健康診査助成事業」を実施しています。

4月1日から妊婦健診と超音波検査の助成回数をそれぞれ拡大しました。現在、母子手帳を交付

されている方で対象となる方には、福祉保健課健康増進係から個別に連絡します。

■ 助成回数

- 妊婦一般健診（変更前）5回→（変更後）14回
 - 超音波検査（変更前）全妊婦を対象に、助成は1回→（変更後）6回

■ **問合せ 福祉保健課健康増進係**
(☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)